改正バリアフリー法*に関する政令・省令事項① (平成30年11月1日施行分)

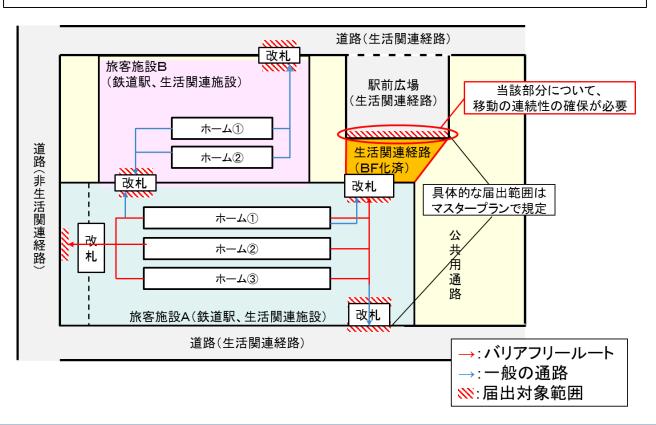
※高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律 (平成30年5月25日公布)

〇事前届出が必要となる「移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのある行為」

- ▶公共交通事業者等及び道路管理者による事前届出が必要となる行為として、生活関連施設である旅客施設又は生活関連経路を構成する道路で、他の施設との隣接部分の連続性の確保に支障を及ぼすおそれのある行為を定めることとする
 〈政令・省令〉
- ▶届出事項及び事前届出の様式を定める<省令>
- ▶ 変更届出が必要な事項及び変更届出の様式を定める<省令>

○届出対象のイメージ図

旅客施設A及びB(ともに生活関連施設、Aはバリアフリールート2ルート整備済、Bはバリアフリールート未整備、Aに繋がる通路を新設したところ)と道路(生活関連経路)について、届出の対象となる範囲は、以下のようなイメージとなる。



〇市町村によるバリアフリーマップ作成

- ▶施設設置管理者から提供する情報をバリアフリーの設備の有無及びその設置箇所 その他高齢者、障害者等が旅客施設を利用するために必要となる情報とする <省令>
- ▶ 市町村が上記の情報提供を求めるときは、提供の対象となる施設、提供すべき事項、 提供の様式、提供の期限その他必要な事項を明示するものとする<省令>

改正バリアフリー法*に関する政令・省令事項② (平成31年4月1日施行分)

※高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律 (平成30年5月25日公布)

○貸切バス及び旅客不定期船のバリアフリー基準

▶ 貸切バス及び旅客不定期船のバリアフリー基準を定めるく省令>



【貸切バス事業者】



【旅客不定期航路事業者】

〇ハード・ソフト計画の作成

- ▶ ハード・ソフト計画を作成する公共交通事業者等の要件を定めるく省令>
- ▶ハード・ソフト計画の作成、提出、報告、公表の手続きを定める<省令>
- ▶ 公共交通事業者等がハード・ソフト計画に基づく措置の実施状況とあわせて公表しなければならない移動等円滑化に関する情報を定める<省令>
 - ※この他、公共交通事業者等の取組の判断の基準となるべき事項を告示で定める。

〇認定協定建築物

- ▶認定を受けた協定建築物(単独ではバリアフリー化が困難な旅客施設に隣接・近接し、移動等円滑化のための経路又は施設について協定を締結した建築物)の容積率特例の対象となる床面積について、当該建築物の延べ面積の10分の1を限度として、国土交通大臣が定めるものとする<政令>
- ▶協定建築物の建築等及び維持保全の計画の作成・認定申請の手続き並びに記載 事項を定める<省令>
- ▶協定建築物の移動等円滑化のための経路又は施設の維持保全に関する基準及び 当該基準への適合認定の手続きを定める<省令>

○制度イメージ

